



発行:令和6年5月

こども課では、保育所・認定こども園・幼稚園など、未就学児の施設利用に関わる業務を主に所管しています。

今回は、保育所等の施設利用以外で、SDGs達成に深く関わる、こども課の業務をご紹介します。

幼児教育・保育の無償化

令和元年10月から、保育所、認定こども園、幼稚園などを利用する3歳から5歳児クラスの児童、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの児童の利用料（給食費等実費除く）が無償化されています。

詳細につきましては、市ホームページに掲載のガイドブックをご覧ください。

病児および病後児保育

病児および病後児保育とは、保護者の傷病や就労など社会的にやむを得ない理由で、病気または病気の回復期にある子どもを家庭で育児できない場合に、市が委託する施設で子どもを一時的にお預かりするサービスです。原則、事前登録が必要です。一度登録していただければ、小学校3年生まで利用できます。

一時保育

一時保育とは、保護者の傷病や就労などの理由で、一時的・緊急的に保育を必要とする児童をお預かりする事業です。非定型保育サービス事業と、緊急保育サービス事業の2種類があります。

詳細は、広報につしん3・6・9・12月号をご覧ください。



詳細は、日進市こども課へお問い合わせいただくか、市ホームページ又は広報につしんをご覧ください。